

報告概要

【電気事業法第 48 条第 2 項関係】

○調査結果

水力関係事案 99 件中 9 件（既報告の水害事案を含む）、火力関係事案 137 件中 7 件の合計 16 件の不適切な事案が判明。

○原因

- (1) 電気事業法第 48 条第 2 項に対する知識や理解が不足していたこと。
 - ① 30 日の中 30 日でなく受理日と工事開始日を含めるなど 30 日間の計算方法を誤ったこと。
 - ② 工事開始の定義を「基礎工事」開始でなく、「機器据付」等と誤解していたこと。
 - ③ 監督官庁からの「使用前検査不要」との指示文書をもって着工が可能と誤認したこと。
- (2) 申請担当箇所と工事担当箇所との事前調整・確認が十分行われていなかったため、工事担当箇所が届出の工事開始日以前に工事に着手するなど、社内の連携が不足していたこと。
- (3) 「監督官庁と事前に相談を行っていたので、工事計画届出書が受理されれば、30 日前であつても工事を開始できる」といった独自の解釈を行っていたこと。
- (4) 工事計画届出受理後、30 日経過以前の着工について、チェックが十分でなかったこと。

【電気事業法第 47 条第 2 項（旧第 41 条第 2 項）関係】

○確認された事実

黒谷川取水施設の非常用予備発電装置については、発電所建設工事開始後、設置することが決定され、平成 5 年 10 月に設置工事を開始。工事に際し、必要な電気事業法第 47 条第 2 項（旧第 41 条第 2 項）の工事計画の変更認可申請手続きを行わなかった。

さらに、発電所が運転開始して、平成 6 年 6 月に建設機関から保守機関への引継ぎ段階において、上記工事計画の変更認可申請が行われていないことが明らかになり、保守機関は、新たにこれを設置することとして電気事業法第 48 条第 1 項（旧第 42 条第 1 項）の工事計画届出書を平成 6 年 10 月東北通商産業局（当時）に提出、平成 6 年 10 月 14 日に受理された。

○原因

- (1) 電気事業法第 47 条第 2 項（旧第 41 条第 2 項）についての理解が不足していたこと。
- (2) 手続き実施段階において遵法意識が不足していたこと。
- (3) 組織的内部チェック機能等が十分でなかったこと。

【再発防止対策】

- (1) 電気事業法に関する教育体制の整備
- (2) 社内の事前調整・確認と、監督官庁への事前相談の実施
- (3) 申請業務のチェック体制の整備
- (4) 定期的なフォローアップ

【添付文書】

1. 電気事業法第 48 条第 2 項調査結果（水力関係不適切事案一覧表）
2. 電気事業法第 48 条第 2 項調査結果（火力関係不適切事案一覧表）

以 上